

報告第 1 1 号

専決処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、  
つぎのとおり専決したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

1. 琴浦町特別医療費助成条例の一部改正について

平成 3 0 年 1 1 月 1 6 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
下記事件を別紙のとおり専決する。

### 記

琴浦町特別医療費助成条例の一部改正について

平成30年10月10日

琴 浦 町 長      小 松 弘 明

平成30年琴浦町条例第27号

琴浦町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

琴浦町特別医療費助成条例(平成16年琴浦町条例第111号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一部負担金)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所ごとに、入院給付にあっては、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第43条第1項第1号ホ又は第2号<u>ホ</u>若しくは<u>ヘ</u>の規定による認定を受けている者その他の規則で定める者(第5項に規定する者を除く。)が、同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付又は訪問看護療養給付にあっては、同一の月に同一の保険医療機関又は訪問看護事業所において外来給付又は訪問看護療養給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付又は訪問看護療養給付を除き1日につき530円とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(一部負担金)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所ごとに、入院給付にあっては、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第43条第1項第1号ホ又は第2号<u>ハ</u>若しくは<u>ニ</u>の規定による認定を受けている者その他の規則で定める者(第5項に規定する者を除く。)が、同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付又は訪問看護療養給付にあっては、同一の月に同一の保険医療機関又は訪問看護事業所において外来給付又は訪問看護療養給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付又は訪問看護療養給付を除き1日につき530円とする。</p> <p>4～6 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の琴浦町特別医療費助成条例の規定は、平成30年8月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。